

## 【記入例】※次ページの「(別紙3) 支出内訳書」と合わせてご覧ください。

(別紙4)【様式第8：実績報告書に添付】

交付決定通知書に記載の日付を記入してください。

収益納付に係る報告

補助事業者が、以下①～④の前提で、収益納付対象となる、新商品Aの製造販売を実施した場合の記載例を記入しています。

<前提条件>

①機械装置(対象経費：30万円(E))を購入した。

②当該機械装置で原価等(対象外経費：40万円)をかけて、新商品を生産した。

③補助事業終了日までに79万円を売り上げた。

④機械装置を購入したほか、収益納付対象にならない新商品A宣伝用チラシを45万円発注し、補助対象経費合計額は75万円(B)であった。

2019年6月6日付けをもって交付決定の通知書が送付された。補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、要綱<北海道胆振東部地震対策型>第25条の規定に基づき、記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

1. 補助事業の実施結果の事業化
2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定
3. その他補助事業の実施により発生した収益

有	無
有	無
有	無

(単位：円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る収益額 (C)	収入額(D) 除外額(E)	納付額(F)
新商品Aの製造・販売による販路開拓の実現	500,000円 (A)	750,000円(B)	390,000円(D) -300,000円(E) =90,000円(C)	収入額 790,000円(売上高) -400,000円(製造原価等) =390,000円(D)  除外額 300,000円(E)	60,000円(F)

### 【記載注意事項】

(1) 1. ~ 3. においてすべて「無」(1. については、事業実施期間内に売上なし)の場合には、上記欄への記入は不要。

(2) 「補助金額(A)」は、別紙3の支出内訳書に記載の補助金額をいう。

(3) 「補助事業対象経費(B)」とは、別紙3の支出内訳書に記載の補助対象経費合計をいう。

(4) 「補助事業に係る収益額(C)」とは、補助事業期間における当該事業の収益額をいう。

(5) 「除外額(E)」とは、別紙3の補助対象経費をいう。

収益額(C) = 補助事業の収入額(D) - 除外額(E)

なお、(C)がゼロまたはマイナスの場合には、(C)にゼロと記載する。

(6) 納付額(F) = 収益額(C) × 補助金額(A) / 補助対象経費(B)

なお、収益があがっていない場合には、(F)にゼロと記載する。

(注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

## 【参考：「収益納付報告書」記入例との関連】

(別紙3)【様式第8：実績報告書に添付】

### 支出内訳書

事業者名：株式会社持続化商店

番号： 9999

(単位：円)

経費区分	補助対象経費
1. 機械装置等費	(E) 300,000
2. 広報費	450,000
3. 展示会等出展費	0
4. 旅費	0
5. 開発費	0
6. 資料購入費	0
7. 雑役務費	0
8. 借料	0
9. 専門家謝金	0
10. 専門家旅費	0
11. 車両購入費	0
12. 設備処分費	0
13. 委託費	0
14. 外注費	0
補助対象経費合計 (上記1.~14.の合計)	(B) 750,000
(1) 補助対象経費合計の 3分の2の金額 (円未満は切り捨て)	500,000
(2) 交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額)	500,000
(3) 補助金額 (1) または (2) のいずれか低い額	(A) 500,000
(4) 収益納付額 (控除される額)	(F) 60,000
交付を受ける補助金額 (精算額) (3) - (4)	440,000

※収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます。

(別紙4の納付額 (F) に記載がある場合は、「収益納付額 (控除される額)」の欄に、別紙4の納付額 (F) を記入)

※共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること。